

産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会

早期事業再生検討ワーキンググループ（第2回）

議事要旨

○日時：令和7年11月10日（月）15:00～16:50

○場所：経済産業省本館17階第2特別会議室

○出席者：

＜委員＞

山本座長、鐘ヶ江委員、菅野委員、杉本委員、中村委員、山崎委員、四十山委員

＜オブザーバー＞

金融庁監督局、法務省民事局

○議題

早期事業再生法の制度設計について

○議事概要

事務局から資料3を説明の後、議題につき議論が行われた。委員からの主な意見は以下のとおり。

●対象債権者及び対象債権の範囲について（総論）

- ・ 対象債権の範囲を画する要件については、事業再生ADRの実務になるべく平仄を合わせるのが妥当である一方で、法第3条の確認時に対象債権を確定する必要があるという点において本手続の特徴がある。一時停止要請の対象となるという観点からは、貸付債権等の範囲はできる限り広く捉えることが重要だが、確認時に債務者が特定する必要があるという視点も重要である。
- ・ 対象債権の範囲について、事務局案は事業再生ADRとの比較では基本的に平仄が合っていると思われるが、その他の柔軟な私的整理手続との比較では、本手続における対象債権の範囲はかなり広くなる場合がある。その場合、これまでの私的整理手続における実務が、本手続において問題なく許容されるのかは実務的に大きな論点である。逆に、これまで全員同意を前提とするために検討できなかった対象債権等について、本手続では検討できる側面もある。そうした観点からも、対象債権者・対象債権の範囲の論点は、現行の私的整理実務に与える影響が大きい。
- ・ 「貸付債権等」の範囲と「金融機関等」の範囲の平仄を取るために、双方向からの検討が必要。また、対象債権の性質面による予測可能性の観点と、公平性や現実的・妥当な解決が見込めるかという観点のバランスを見て、これらの範囲を定めていく必要がある。

- ・ 本制度において従来の私的整理と異なる点として、対象債権の定義を厳密に定めなければならない点がある。資料3では、従来の私的整理において、案件によっては、同意がない限り取り込まれていなかった、あるいは実務的に落としていた可能性がある債権者も含めて、対象債権の定義に含めるという考え方が採用されていると理解している。その意味では、従来の私的整理よりも広がりが出てくるかもしれない。その際、事業再生ADRからの移行を考えるのは重要だが、あくまで手続間の移行は副次的な論点であり、本手続において本来対象とすべきものを取り込むことの方がより重要。
- ・ 「貸付債権等」に該当するかについては実質的な判断が含まれ、予測が難しいものについては、予測可能性の観点からQ&A等で明確化することが重要。

●対象債権者及び対象債権の範囲について（各論）

- ・ ファクタリング等について、資料3に記載の考え方には賛成だが、実務的に手続外で個別に対応が必要となるケースは発生し得る。
- ・ 債権譲渡について、本手続では制限する効力がない以上、債権譲渡によって本手続を潜脱することのないよう、債権譲渡された者を広く捉えるという資料3の24頁の事務局案に賛成。これに関連して、過去のいつの時点に債権譲渡を受けた者までを対象にするのかという点については、特に制限を設定しない方がよい。
- ・ 海外債権者の取扱いについて、網羅的に対象債権者に含める事務局案に異論ない。ただし、実際には「貸付債権等」の範囲も広がりがあり、グローバルな事業を行っている事業者では海外の「金融機関等」も多くなる。例えば、海外の金融機関から海外子会社が借入れを受けており、親会社が保証をしているような場合でも、保証履行請求権は対象債権となる。外国金融機関との間でデリバティブ取引だけを行っているような場合も同様。注意をしないと漏れが生じ得る点は実務的に留意すべき。

●議決権の額の評価時点について

- ・ 評価時点を確認時とすることに異存はないが、先行する私的整理手続があった場合、権利変更の計算の基礎となる債権額は、当該先行手続の一時停止時点とされるのではないか。そのため、議決権の額の評価時点（法第3条の確認時）と権利変更の計算の基礎となる資産評定の基準時点は異なる場合もあり得る。

●一時停止要請の対象・効果について

- ・ 資料3の29頁について、何を省令で規定して、何をQ&Aで示すという基準は整理が必要。
→ 事業再生ADRに関して省令で定められているものは本法でも省令で定め、それ以外はQ&Aで定める案としている。
- ・ 法第6条第1項には、「対象債権の回収」が既に規定されているので、省令において重ねて「債権の回収」を規定する必要はないのではないか。

●一時停止要請の支払停止等への該当性及び預金拘束について

- ・ 支払停止という法律上の概念と、期限の利益喪失事由という銀行取引約定書上の規定を区別して整理すべき。多くの銀行取引約定書では、支払停止や法的整理手続の申立て等が当然失期事由として定められており、これらに該当すれば債権者の行為を要することなく当然に失期となる。他方、債務者が債務の履行を遅滞した場合や約定に違反した場合、「債権保全を必要とする相当の事由」が生じた場合等が請求失期事由として定められている。資料3の30頁の①～③の理由は、支払停止に関する理由であっても、期限の利益喪失に関する理由にはなっていないため、両者を区別して整理する必要がある。
- ・ 早期事業再生法における反対債権者は、一時停止要請自体によって自らの債権が自己の意思に反してカットされる可能性があることを認識する。その場合、当該反対債権者においては、「債権保全を必要とする相当の事由」が生じていると判断すると思われる。期限の利益喪失事由の該当性については、更に検討いただきたい。中小企業ガイドラインや従前の私的整理は、あくまで全員同意が必要とされる私的整理手続であるため、本手続とは論理が異なる点に留意すべき。
- ・ 支払停止について、「合理性のある再建方針や再建計画が主要な債権者に示され」るか否か（東京地判平成23年11月24日金法1940号148頁）という点では、確認調査機関の確認を経て本手続に入っている以上、合理性のある再建計画が示されるといってよく、支払停止に当たらないと考えている。
- ・ 期限の利益喪失についても、一時停止要請の効力として相殺が禁止されることをもって、請求失期事由に係る失期請求をすることもできず、預金拘束をする根拠もなくなると言えるのではないか。そのように考えず、預金拘束が許されると整理されれば、本手続に入った後、広く預金拘束されることになってしまう。また、事業者が預金拘束された部分の預金を使えないにもかかわらず、貸付債権等の利息が弁済されるという結論は不合理である。

●弁済禁止の例外―「担保付債権の保全部分」について

- ・ 弁済が可能となる「保全部分」の額について、弁済に当たっての担保評価等の方法を検討する必要がある。
- ・ 担保付債権の保全部分を常に弁済禁止の例外とすると、現行の私的整理の実務から乖離してしまう。事業の継続にとって必要性が乏しい物件を売却し、売却代金から弁済する場合や、担保権者が賃料債権を差し押さえられる場合に、賃料収入から弁済する場合については、弁済を認めて良い典型例。それ以外に、手続中に事業収入から随時弁済することは基本的にないと思われるが、要件の定め方によってはそうした弁済も可能になる。その意味でも実務的に重要な要件となる。
- ・ 担保権者との間では、手続中に弁済するのか、担保を維持するのかといった協議をすることになる。その協議の結果弁済する旨が合意された場合、弁済禁止に当たらないように例外として規定しておく趣旨と理解すべき。

- ・ 担保権者間の公平性については、実務上調整が難しい。非事業用資産で売却された場合や、キャッシュフローが事業とは明確に区別されているような場合以外は、弁済することは慎重に考える必要がある。

●弁済禁止の例外―「先行する私的整理手続におけるプレ DIP ファイナンス」について

- ・ 先行する私的整理手続と本手続で対象債権者の範囲が異なる場合で、新たな対象債権者の同意が取得できるか不明な場合に、プレ DIP ファイナンスの取扱いがどうなるのか懸念がある。
- ・ 現行の実務では、先行する私的整理手続において対象債権者全員の同意を得ることが重要視されている。早期事業再生手続で新たな対象債権者がいる場合、弁済できないとなると、大きな影響がある。引き続き検討いただきたい。
- ・ プレ DIP ファイナンスの契約では、私的整理手続が失敗した時点で失期して返済を求められる条件になっている。契約時点で、移行後の早期事業再生手続で新たな債権者がいる場合も失期しない条件設定をしておくことは、非常に難しい。弁済禁止の例外による手当てにより、スムーズにプレ DIP ファイナンスが継続できれば望ましいが、難しい問題である。
- ・ 実務上、私的整理から民事再生に移行した場合、プレ DIP ファイナンスは担保フルカバーという前提で、保全期間中に保全処分の例外として弁済した上で、同時に共益債権として同額以上を貸し付ける場合が多い。本手続でも参考になる余地がある。ただし、今後、包括的担保が使われるようになった場合に、同様の実務が継続できるかは不明である。

●利用要件「経済的窮境に陥るおそれ」について

- ・ 資料 3 の 38 頁の案に賛成。金融機関の私的整理における実務感覚からすると、「2 年以内に支払不能に陥る可能性が高い」というのは長い印象かもしれないが、計画案の成立まで 1 年程度かかるケースもあり得ることも考えると妥当。また、早期での事業再生を図るという本制度の趣旨に鑑み、他の手続からの移行よりも、最初から本制度を利用する場面を主眼として考える必要がある。
- ・ ドイツの制度（StaRUG）が参考とされているが、ドイツでは 24 か月先のキャッシュフローを把握することを求められており、我が国の状況はこれと異なる。もっとも、早期の事業再生を図るという趣旨からすれば、把握できる限りで「2 年以内に支払不能に陥る可能性が高い」場合に対象とすることで異論ない。その上で我が国の実情を踏まえると、例えば、金融機関におけるリスク管理区分が「要管理」とされた事業者は利用対象となっておかしくない。正常先であっても、過剰債務についての条件緩和がなされ、元本の償還が進んでいない事業者については、利用対象に含まれてよい。そのような状況で事業再生に着手する契機とする意味でも、現行案に賛成。
- ・ ドイツでは倒産申立てがあった後に、清算するか再生するか判断が行われる。これに対し、日本の民事再生手続において既に破産手続開始原因より前倒しする要件を設けて

おり、本制度で更に前倒しするという整理からすると、StaRUG を参考にすることには疑問がある。ただ、更に早期の段階での申立てを許容することが可能なのかは悩ましい。

- ・ 実務的には、「支払不能に陥る可能性が高い」と判断される時期と、「支払不能に陥る」時期は、感覚としてはほとんど変わらない。その観点では、2年後に法的整理が必要な段階での利用申立てを認めるのは現行の私的整理の実務よりは早いものの、むしろその程度早める方が望ましい。
- ・ 実務感覚としては1年前では短く、金融機関への支払も止まっている状況の事業者もいる。アドバイザーがそのタイミングから関与すると、更にコストがかかる。そのため、2年程度としておくことが望ましい。

●連結・単体の整理

- ・ 資料3の41頁に記載のとおり、清算価値保障原則、企業再生税制を逸脱しない限りにおいて、実態に即して連結・単体の考え方を適用できることが公平な利害調整に資する。

●資産評価基準

- ・ 資料3の47頁では、担保資産の評価について、原則として「法3条の確認前1年以内」としつつ、法第3条の確認時に合わせることも可能とするとの考え方が示されている。不動産のように評価日によって違いが生じにくいものについてはそのような処理もあり得るが、売上債権や棚卸資産等は時点によって異なってくるため、二時点の評価が必要になるのではないか。
- ・ 「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して評価できるとの考え方が示されているが、「準拠」というのは、当該会計基準に完全に一致する必要があるとすると、厳密には監査が必要となってしまうので、大きく逸脱しない程度と解すべき。

お問い合わせ先

経済産業政策局産業組織課

電話：03-3501-1511（内線 2621）